

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第63号）（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課）

生鮮食料品等の流通拠点であることを生かして食文化及び食育に関する知識の普及及び啓発を図るため、次のとおり京都市中央卸売市場第一市場に京の食文化ミュージアム・あじわい館を設置するとともに、必要な事項を定めようとするものです。

（施設内容）

名 称	京の食文化ミュージアム・あじわい館
位 置	京都市下京区中堂寺南町130番地の2
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造7階建て
床 面 積	720.1705平方メートル（3階の一部）
開館予定日	平成25年4月1日

この条例は平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第63号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 雑則（第78条～第87条）」を「第9章 普及啓発施設（第78条～第88条）」に改める。
第10章 雑則（第89条～第98条）」

第64条第2項中「いう」の右に「。ただし、第78条に規定する施設を除く」を加える。

第65条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、「以下」の右に「この章において」を加える。

第9章中第87条を第98条とし、第78条から第86条までを11条ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 普及啓発施設

（設置）

第78条 第一市場には、生鮮食料品等の流通拠点であることを生かして食文化及び食育に関する知識の普及及び啓発を図るための施設として、京の食文化ミュージアム・あじわい館（以下「あじわい館」という。）を置く。

（事業）

第79条 あじわい館においては、次の事業を行う。

- (1) 食文化及び食育に関する情報の提供
- (2) 調理実習のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（開館時間及び休館日）

第80条 あじわい館の開館時間及び休館日は別表第5のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第81条 別表第6に掲げる施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(使用制限等)

第82条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あじわい館の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第83条 使用の許可を受けたもの（以下この章において「使用者」という。）は、別表第6に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第84条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第85条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第86条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第87条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第88条 使用者は、あじわい館の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第80条関係）

区 分	開 館 時 間	休 館 日
展 示 室	午前8時30分から午後5時まで	水曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日 に当たる場合を除く。）並びに1月1日から同月 4日まで及び12月31日
調理実習室	午前9時から午後9時まで	

別表第6（第81，83条関係）

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
調 理 実 習 室	5,000円	7,000円	8,000円

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について使用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間においても、使用することができる。

4 開館時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可の申請その他京の食文化ミュージアム・あじわい館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（産業観光局京都市中央卸売市場第一市場）